

原議保存期間1年未満
(平成23年12月31日まで)

警視庁交通部交通総務課長
各道府県警察本部交通部長
(参考送付先)

各管区警察局(総務監察・)広域調整部広域調整第二課長

事 務 連 絡
平成23年4月1日
警察庁交通局交通規制課理事官

平成23年東北地方太平洋沖地震により被災した自動車に係る自動車保管
場所証明事務の取扱いについて

平成23年東北地方太平洋沖地震により自己の住居地、自動車の保管場所等の位置が判断できない上、生活の拠点が定まらない者から自動車保管場所証明申請がなされた場合の取扱いについては、「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う自動車保管場所証明事務の取扱いについて」(平成23年3月22日付事務連絡)により通知しているところであるが、現在、被災地では、使用の本拠及び保管場所は特定できるものの、被災した自動車を買換えようとする者に対する自動車保管場所証明書の早期交付の要望が高まっている。

そこで、各都道府県警察において、被災地の現状、自動車保管場所証明手續担当者の態勢等を勘案の上、被災した自動車を買換えようとする者からの自動車保管場所証明申請に対しては、必要に応じて、保管場所の現地調査を事後に行うことなどにより、可能な限り自動車保管場所証明書の即日交付を図りたい。

なお、本件の取扱いに際しては、申請者に申告書等の提出を求めて被災した旧自動車の自動車保管場所管理システム上のデータを削除するなど、取扱いの経緯を明らかにすることとされたい。